

報告第22号

専決処分について報告の件（その3）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、請負契約額の変更について次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成30年3月2日提出

芽室町長 宮西 義憲

専決処分書

請負契約額の変更

町は、請負契約を次のとおり変更する。

- 1 工 事 名 (仮称) 芽室南小学校区保育所等複合施設建設工事(機械設備)
- 2 契 約 金 額 変更前 100,332,000円
変更後 101,876,400円
- 3 契約の相手方 宮間・池田煖房共同企業体
代表者 芽室町東1条5丁目9番地
株式会社宮間工業
代表取締役 宮間 啓好
構成員 帯広市西14条南15丁目7番地
池田煖房工業株式会社 帯広営業所
所長 梅澤 洋
- 4 工 期 自 平成29年6月 5日
至 平成30年1月26日
- 5 工 事 概 要 機械設備工事一式(冷暖房空調設備工事、換気設備工事、自動制御設備工事、給排水設備工事、給湯設備工事、衛生器具設備工事、消火設備工事、浄化槽設備工事等)
- 6 変 更 内 容 既設給水管の移設に伴う増額変更
平成29年 7月 4日 専決処分

説 明

(仮称) 芽室南小学校区保育所等複合施設建設工事(機械設備)について、設計書の内容の一部変更が生じたことから、設計変更に伴う請負契約額について変更契約を締結したものであります。